

生活習慣病管理料Ⅱ

○令和6年度診療報酬改定に伴い、当院では令和6年6月1日より、生活習慣病（糖尿病・高血圧症・脂質異常症）を主病名とする患者様には、これまでの特定疾患療養管理料ではなく、生活習慣病管理料を算定させていただくこととなります。診察時に、国が指定する“生活習慣病療養計画書”を作成し患者様と目標を共有することにより、より良い治療につなげてまいります。その際に、患者様の署名が必要となりますのでご協力のほどよろしくお願いいたします。

当院では、患者様の状態に応じ、

- ・ 28日以上 of 長期の処方を行うこと
- ・ リフィル処方箋を発行すること

のいずれかの対応も可能です。

※なお、長期処方やリフィル処方箋の交付が対応可能かは、病状に応じて担当医が判断いたします。



地域の安心をサポートする
明和会グループ

北 広 島 病 院
医 療 法 人 明 和 会

